【凡例】
本更生計画において使われる語句の正式名称及び意義は、以下のとおりである。
更生会社：株式会社ミサワコーポレーション
本更生手続：東京地方裁判所令和8年（ミ）第1号
管財人：更生会社管財人美澤一憲
カギサン：株式会社カギサン
開始決定日：令和８年４月１７日
優先的更生債権：一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権
一般更生債権：更生債権のうち、優先的更生債権及び約定劣後更生債権を除いた債権
開始後利息等：更生手続開始決定後の利息の請求権並びに更生手続開始決定後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権
延滞金等：延滞税、利子税及び延滞金
法：会社更生法（平成１４年１２月１３日法律第１５４号）

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　業務及び財産の状況（省略）
第３章　更生計画の基本方針（省略）
第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済、納付方法
第１　更生担保権
１　確定更生担保権
件数：２
確定債権額：１４０，０２５，６４４円
別表：６
２　権利の変更
【別表６　更生担保権弁済計画表】記載の更生担保権は、同表「弁済額」欄記載の金額を弁済する。
３　弁済方法
【別表６　更生担保権弁済計画表】記載の更生担保権は、更生計画認可決定日から３か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。
第２　優先的更生債権
１　届出債権
件数：７
本税等：１２，４４０，７１４円及び額未定
延滞金等①：額未定
延滞金等②：額未定
延滞金等③：額未定
別表：７
延滞金等①　開始決定日の前日までに生じる延滞金等及び開始決定日から1年を経過する日の翌日から認可決定日の前日までの間に生じる延滞金等
延滞金等②　開始決定日から1年を経過する日までの間に生じる延滞金等
延滞金等③　更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金等
２　権利の変更
（１）【別表７　租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、開始決定日の前日までに生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、更生計画認可決定時に全額の免除を受ける。
（２）同表記載の債権のうち、開始決定日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの間に生じる延滞金等及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、完納時に全額の免除を受ける。
３　納付方法
同表記載の債権については、上記２の免除後の債権の全額を、更生計画認可決定日から３か月を経過する日の属する月の末日限り一括納付する。
第３　一般更生債権
１　確定更生債権
件数：５２
確定債権額：６４２，４４９，６９６円及び額未定
別表：８
２　権利の変更
確定更生債権については、追加弁済が行われたときは当該弁済時に、弁済額を控除した確定更生債権の残額について、その全額の免除を受ける。追加弁済を行わない場合は、その旨を発送した日に、その全額の免除を受ける。開始後利息等については、更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。
３　弁済方法
（１）基本弁済
更生計画認可決定日から３か月を経過した日の属する月の末日限り、下記「区分」記載のとおり確定更生債権を区分し、区分ごとに下表「弁済率」に基づき算出した弁済金を支払う。
「区分」１０万円以下の部分：「弁済率」１００％
「区分」１０万円を超える部分：「弁済率」７％
（２）追加弁済
すべての更生債権等の額が確定するとともに、資産の売却その他更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了した後、その時点での現預金から共益債権等を控除した残額につき、追加弁済を実施する。
追加弁済は、確定更生債権から１０万円を控除した残額に、追加弁済の弁済率を掛けた金額を、すべての更生債権等の額が確定した日又は更生会社の全資産の換価・回収が終了した日のいずれか遅い日から３か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。
（３）追加弁済の弁済率
追加弁済の弁済率は、下記のとおり、更生会社が保有する現預金から、未払の共益債権及び清算手続に必要と見込まれる費用等を控除して算出する。
ａ更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了した時点の現金・預金
ｂ未払共益債権
ｃ更生会社の清算手続に必要と見込まれる一切の費用
ｄ更生手続遂行に必要な諸費用
ｅ確定更生債権の合計額から基本弁済における10万円以下の部分の弁済金総額を控除した金額
【追加弁済率の計算式】
（ａ－ｂ－ｃ－ｄ）／ｅ
残余財産から共益債権及び更生手続を遂行するために必要となる諸費用を控除した残額が存在しないために弁済を行うことができない場合には、弁済を行うことができないことが確定した日から１か月を経過した日の属する月の末日限り、書面にて、追加弁済の対象となる更生債権者に対し追加弁済を行わない旨の通知を行う。
第４　弁済・納付に関するその他の事項
１　弁済・納付の場所等
本更生計画による弁済は、更生会社本店所在地において行う。ただし、管財人は、更生債権者等が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済することができる。振込手数料は、更生会社の負担とする。
租税等の請求権に係る納付は徴収権者の指定する場所において行う。
２　更生債権等の放棄、取下げの取扱い
更生債権等の一部の放棄又は取下げがなされたときは、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは残債権額を基準として適用する。
３　債権譲渡等の取扱い
開始決定日以降、更生債権等の譲渡又は移転がなされたときは、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額で按分して弁済を受け、免除額を負担する。
４　端数処理
更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたり１円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。
５　利息及び損害金
本更生計画の定めによる弁済には、利息及び損害金を付さない。
６　弁済充当
更生債権に利息、損害金を含む場合の充当は、損害金、利息、元本の順とし、別段の定めのない限り、同じ性質の債権は発生の古いものから順次充当する。
第５章　未確定更生債権等の措置
第１　査定申立期間未経過の更生担保権
管財人は、【別表９　未確定更生担保権一覧表】記載の更生担保権に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、本更生計画案提出時において、調査期間の末日から１か月を経過していないため、その債権が確定していない。